

平成 29 年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（令和 2 年（2020 年）3 月 24 日現在）

1. 監査のテーマ

学校教育に係る財務事務の執行について

2. 監査の実施期間

平成 29 年 5 月 22 日から平成 30 年 2 月 15 日まで

3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第 2 5 2 条の 3 7 第 5 項】	是正、改善が求められるもの	37 件	37 件
監査の意見 【地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 2 項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	46 件	51 件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。

(講じた措置の内容等は別紙「平成 29 年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
資産活用部 施設整備課	0	0	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
教育委員会 教育総務課	9	9 (100%)	0	0	0	0	15	15 (100%)	0	0	0	0
教育委員会 人権教育課	5	5 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
教育委員会 読書振興課	2	2 (100%)	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
教育委員会 学校教育課	8	8 (100%)	0	0	0	0	24	24 (100%)	0	0	0	0
教育委員会 児童生徒課	7	7 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
教育委員会 学校給食課	3	3 (100%)	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
教育委員会 教育センター	3	3 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
合 計	37	37 (100%)	0	0	0	0	51	51 (100%)	0	0	0	0

(凡例)

措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。

対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。

不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。

未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。

相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

平成29年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(令和2年(2020年)3月24日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
5. 学校施設整備事業								
12	60ページ	長寿命化計画の策定に向けて	<p>施設再編方針においては、維持管理経費の観点からの対策・方針として、「個別の学校施設毎の長寿命化計画を平成32年度までに策定する。」とされている。</p> <p>長寿命化計画を策定するにあたっては、劣化状況を踏まえた目標耐用年数を設定する必要があるとともに、学校施設の長寿命化を図るための計画的な修繕や改修にかかる費用とこれに伴う維持管理費を含めたライフサイクルコストを算定することにより、学校施設にかかるトータルコストを把握する必要がある。維持管理費については、これまでも削減に取り組まれてきたが、学校施設管理業務を一括して事業者が発注するなどスケールメリットを発揮する手法などについても、検討する必要がある。</p>			○ 教育総務課	<p>令和2年度(2020年度)中の学校施設長寿命化計画策定へ向け、学校施設の劣化状況及びライフサイクルコストを算定し、維持・更新に係るトータルコストの把握並びに長期・中期・短期改築等の計画策定を令和2年(2020年)1月に外部委託して進めています。また、令和元年(2019年)6月に庁内会議を設置し、施設総量、長寿命化等の優先順位付け等について、関係部局とともに検討しています。さらに、学校施設の維持管理業務の効率化と質の向上を図るため、包括施設管理業務委託の導入について、令和3年4月から開始します。</p>	措置済
15. 要・準要保護就学援助(小学校・中学校)								
34	97ページ	祖父母関係の取扱いの見直しについて	<p>認定基準等によると、保護者と祖父母が同一世帯であっても、祖父母の所得が世帯所得に合算されないことになるため、祖父母の所得の状況によっては就学援助が必要ないと判断される世帯でも、認定対象とせざるを得ないこととなる。</p> <p>世帯主である祖父に10,000千円超の不動産所得があるにもかかわらず、世帯所得から除いた結果、保護者のみの所得が標準基準額を下回っていたため、認定となっている事案があったが、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者へ援助を行うとする就学援助制度の趣旨からすると疑問の残るところである。</p> <p>このような事案も認定対象としている現状については、認定基準等が定める祖父母関係の取扱い自体が適切ではないと考える。したがって、就学援助制度の目的に沿うよう、認定基準等の考え方を見直す必要がある。</p>			○ 学校教育課	<p>北摂地域の各市の取扱いを確認したところ、保護者以外の所得も住民票ベースで世帯の所得として算入し、審査を実施している市が多かったことから、本市におきましても、次年度(令和2年度)の就学援助の実施から、これまで算入除外していた30万円以上の祖父母等の所得も住民票ベースで算入し、審査を実施します。</p>	措置済
39. 学校徴収金								
80	179ページ	学校徴収金の取扱いの統一化について	<p>学校徴収金の取扱いについては、「学校徴収金マニュアル概要版」が作成されているが、個別具体的な事務処理手続きを網羅するようなマニュアルとはいえないため、最低限遵守すべき手続きや作成すべき帳簿の様式などについて記載したマニュアルを作成することが望ましい。</p> <p>なお、「保護者負担費検討委員会」では、PTA会費を当面の検討対象から除外しているが、現在の検討対象について一定の取扱いが整理できたのちには、次の段階として、PTA会費についても、その取扱いについて検討する必要がある。また、PTA等が、学校から独立して設置されている活動団体であることを考慮すると、PTA等に対する教職員の従事状況を把握したうえで、学校がPTA等から正式に委任を受ける等の手続きを行う必要もある。</p>			○ 学校教育課 教育総務課	<p>平成31年(2019年)3月に保護者負担費に関する事務を進めていく上での基準として「保護者負担費等に関するガイドライン」を策定しました。また、ガイドラインに則し、保護者負担費に関する業務の進め方を示した「保護者負担費等会計事務マニュアル」も策定しました。</p> <p>学校がPTA等から委任を受ける際の具体的な手続方法について、令和元年12月に実施の管理職員・事務職員向け研修会で周知しました。また、令和2年3月に「保護者負担費等会計事務マニュアルQ&A集」へ『PTA会費を集める場合においては、毎年度当初にPTA会長から学校長あてに書面で徴収事務(保護者口座からの引き落とし)を依頼する必要がある。』旨の内容を追記し、各学校へ周知しました。</p>	措置済